

愛知県観光消費喚起事業費補助金 「LOVEあいちキャンペーン」 取扱いマニュアル

【第18版】 2022.8.9

第18版修正

＊ 愛知県観光消費喚起事業費補助金交付要綱とあわせてお読みください。

愛知県観光消費喚起事業事務局

（ＪＴＢビジネストランスフォーム内）

名古屋市中村区名駅南1-16-30

東海ビルディング5F

電話 052-446-7721 FAX 052-446-5079

メール aichi-kankoshohi@jtb.com

営業時間 9：30～17：30（平日のみ）

愛知県観光消費喚起事業特設WEBサイト

<https://www.aichi-kankoshohi.com>

改正のポイント

第18版修正

【今回の改正点】

- 集中受付（増額・新規）について記載を追加しました。（4. 申請上の注意点（集中受付）参照）

【令和4年度の主な改正点】

- 観光庁が策定した旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージの運用ガイドライン（以下、「ガイドライン」という）及び事務連絡等に則して、ワクチンを3回接種済であること、またはPCR検査等の検査結果が陰性であることを確認できることが要件となりました。（「2-1 補助対象」参照）
- 知事が別に定める都道府県内に居住地を有する旅行参加者についても割引補助の対象になります。（「2-1 補助対象」参照）

知事が別に定める都道府県（令和4年7月14日現在）

三重県・静岡県・岐阜県・長野県・福井県・石川県・富山県・新潟県

- 補助対象期間が以下のとおり延長されました。（2-2. 補助対象（要綱第2条）参照）
変更後：令和4年8月31日（水）まで（宿泊商品は令和4年9月1日（木）チェックアウト分まで）
変更前：令和4年7月14日（木）まで（宿泊商品は令和4年7月15日（金）チェックアウト分まで）

1. この補助金のねらい

新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ
旅行需要の早期回復を図るため、
**愛知県内又は知事が別に定める都道府県内に居
住地を有する者**による
愛知県内旅行を促進することで、
県内の観光関連産業を支援（※）することを
目的としています。

（※）本事業の主旨・目的を鑑み、ツアーで利用する施設等は、
広く一般に開放されている施設を利用する場合に限ること
とする。

2-1. 補助対象（要綱第2条）

旅行業法に基づく旅行業者のうち、主たる営業所又はその他の営業所を愛知県内に設置する旅行業者で、かつ、ガイドライン及び事務連絡等に則して、ワクチンを3回接種済であることまたは、PCR検査等の検査結果が陰性であることを確認できる旅行業者が実施する、以下の旅行商品に、愛知県内又は知事が認めた都道府県内に居住地を有する者が参加した県内旅行代金分の割引原資として補助金を交付します。

対象	条件
個人向け 宿泊のみ	- 募集型企画旅行商品、または受注型企画旅行商品であること。（ただし、いわゆる宿泊単品は除く）。<u>手配旅行は対象となりません。</u> - 愛知県内を<u>出発地及び解散地</u>とすること。 - 旅程は<u>愛知県と知事が別に定める都道府県の範囲内の移動</u>であること。（知事が別に定める都道府県に居住する旅行者による旅行で、愛知県と知事が別に定める都道府県以外の都道府県を単に通過するものを含む） - 宿泊に加え、<u>愛知県内での</u>宿泊以外の有料の素材を組み込むこと（オプション不可。ただし選択必須の組み込みオプションは可）。 例）現地までの乗車券、フリーきっぷ、タクシー券、レンタカー、施設入場券、着地型旅行商品、体験プラン、食事（当該ツアーで泊まる宿泊施設を除く。）等 *ただし、クオカード等の汎用性の高い金券は不可。
団体向け 宿泊・日帰り	- 募集型企画旅行商品、または受注型企画旅行商品であること。<u>手配旅行は対象となりません。</u> 1商品1出発日あたり、大人・小人合計8名以上（乗務員・添乗員を除く。）で催行すること（<u>催行が8名を下回った場合は、補助対象になりません</u>）。 - 愛知県内を出発地及び解散地とすること。 - 宿泊ツアーは、旅程を愛知県と知事が別に定める都道府県の範囲内の移動（知事が別に定める都道府県に居住する旅行者による旅行で、愛知県と知事が別に定める都道府県以外の都道府県を単に通過するものを含む）とし、愛知県内にのみ宿泊し、かつ、<u>愛知県内での</u>宿泊以外の素材（入場・体験・昼食等）を2つ以上（うち1つは有料の素材）組み込むこと。 - 日帰りツアーは、旅程を愛知県内のみとし、<u>愛知県内での</u>宿泊以外の素材（入場・体験・昼食等）を2つ以上（うち1つは有料の素材）組み込むこと。

2-2. 補助対象（要綱第2条）

- ❑ 割引対象：愛知県内又は知事が別に定める都道府県内に居住地を有する方が参加した県内旅行代金（参加者の居住地確認が必要になります。）
- ❑ 対象期間：交付決定を受けた日以降に出発～**令和4年8月31日（水）（宿泊商品は令和4年9月1日（木）チェックアウト分まで。）**
- ❑ 宿泊以外の有料の素材は、宿泊業以外の業種にも経済効果を波及させる目的であるので、その趣旨に沿った商品造成をお願いします。
- ❑ **ワクチン・検査パッケージに関する愛知県（事務局）への登録手続きを終えている必要があります。**
- ❑ **宿泊施設・立ち寄り施設ともに、県が定めた「あいスタ」又は「安全・安心宣言施設」に登録が必要です。また、宿泊施設については、ワクチン・検査パッケージへの対応を行った施設のみを扱った旅行商品が補助対象となります。詳細は「15 感染症拡大防止への取組み」をご確認ください。**
- ❑ 知事が別に定める都道府県における施設を訪問する場合には、その所在地都道府県における第三者認証制度等による登録を行っている施設のみとして下さい。**（ただし、素材としては対象外となります。）**
- ❑ 登録済か否かの確認は、ツアー造成時に事業者にて行って下さい。
- ❑ 申請にあたっては、特定の地域や施設に効果が偏ることがないようにしてください。また、旅行者に対し、本県の魅力が伝わるよう工夫してください。

3. 補助金の額（要綱第3条）

1人1回あたり割引前の旅行代金の1/2
上限：5,000円（ただし、千円未満は切り捨て）

例 1	割引前の旅行代金	補助金の額（割引額）	販売額（お客さま負担額）
	9,800円	4,000円	5,800円

9,800円の1/2は4,900円ですが、千円未満切り捨てのため、割引額は4,000円となります。

例 2	割引前の旅行代金	補助金の額（割引額）	販売額（お客さま負担額）
	14,800円	5,000円	9,800円

14,800円の1/2は7,900円ですが、5,000円が上限のため、割引額は5,000円となります。

※「1回あたり」なので、
2泊以上の商品でも、連泊・泊地替えに関わらず、割引上限は5千円です。

Go To キャンペーン、あいち旅eマネーキャンペーンなど、国及び地方公共団体が交付する他の補助金・助成金等と重ねて割引することはできません。

4. 申請上の注意点(集中受付)

第18版修正

申請期間

- 旅行対象期間：事業開始～2022年8月31日（水）（宿泊商品は9月1日（木）チェックアウト分まで）
- 集中受付期間（新規）：2022年8月10日（水）～8/12（金）
- 集中受付期間（増額）：2022年8月10日（水）～8/12（金）

増額申請の注意点

- 既に交付決定を受けている事業者のうち、**2022年8月8日に提出した中間報告**において、**販売実績が交付決定額の55%を越えている**ことが確認できる事業者のみが、今回の集中受付の対象となります。

増額・新規申請共通の注意点

- 増額・新規申請に際しての申請金額は、**1社あたり300万円を上限**とします。ただし、旅行業法施行規則第9条の2に基づいて登録行政庁に提出した「取引額報告書」（直近又はその2年前までの事業年度に係るものに限り）における「合計」欄の額が300万円を超える場合は、当該**「合計」欄の額の1/8以内まで申請額を引き上げることができます**（増額の場合は増額金額）。その場合であっても、**1社あたり3千万円を限度**とします。（実際に、販売が見込める額に相当する補助金額を申請してください。販売見込みがないのに、とりあえず限度額を申請することはおやめください。）
- **補助金には限りがあるため、申請額どおりの額が認められるとは限りません。**
- 上限額は、補助金の執行状況を鑑み、途中で見直すことがあります。

申請は、会社ごとにまとめて行ってください。

5. 表示上の注意点

募集型企画旅行商品（個人・団体とも）

- 「LOVEあいちキャンペーン旅行代金」として、補助を受けた後の販売価格を明示。
- 補助金額も明示。
- 交付する予約確認書には「LOVEあいちキャンペーン」適用商品であることを明示してください。
- できるだけ「LOVEあいちキャンペーン」のロゴを表示。

例：

● ●を訪ねる1泊2日ツアー

LOVEあいちキャンペーン
旅行代金 **5,000円** おとなおひとりさま
(2名1室利用)

(このツアーは、愛知県から5,000円の補助を受けています。)

□□

※二重価格表示とならないよう、関連法令・ガイドラインを遵守してください。

料理グレードUP
部屋グレードUP
幼児料金
ゴルフ・レンタカー
込みプランなど、オプションプランがある場合は、全てのプラン、料金の明示が必要となります。

受注型企画旅行商品（個人・団体とも）

- 契約書面に、「LOVEあいちキャンペーン旅行代金」として、補助を受けた後の販売価格を明示。
- 契約書面に、補助金額を明示。
- 交付する予約確認書には「LOVEあいちキャンペーン」適用商品であることを明示してください。

6. 取消料の考え方

- この補助事業は、旅行者が現に県内を旅行することを条件としたものなので、お客さまからキャンセルの申し出があった場合、**お客さまは割引前の旅行代金を基準にした取消料を支払う**必要があります。
- このため、募集型企画旅行商品の**広告には**、割引後の販売額とあわせて補助金の額を明示し、**取消料は割引前の旅行代金を基準に計算されることを表示**してください。

例：取消料は、特別価格に補助金の額を加算した額（L O V E あいちキャンペーン割引前の旅行代金）を基準に算出されます。
- 募集型、受注型ともに、**取引条件説明書面には、取消料は割引前の旅行代金を基準に計算されることを表示**してください。

例：取消料は補助の対象とはなっていません。旅行を取り消した場合（旅行開始後に取り消した場合を含む。）は所定の取消料を申し受けます。その際、お客さまのお支払い実額ではなく、補助金の額を加算した額（旅行代金）を基準に算出した取消料の額がお客さまのお支払実額を上回る場合には、直ちに不足額をお支払いいただきます。
- **今回の補助事業では県が取消料の負担を行う予定は一切ありません。**

7. 受託販売会社への手数料の考え方

- 自社が企画実施する企画旅行商品の販売を他社に委託する場合、当該受託販売会社への販売手数料は、割引前の旅行代金を基準にした額を支払うようにしてください。
- この補助金は、広く観光関連産業を支援することを目的としたものであり、適切に取り扱っていただくようお願いします。

8. 既存商品への対応

- 補助金を適用した旅行代金での販売を速やかに実施するために、既存商品への割引適用も積極的に行ってください。
- その際、既存商品のパンフレットに、右記のような紙を挟み込むなどして、取引条件の一部として取り扱うようにしてください。
- 交付する予約確認書には「LOVEあいちキャンペーン」適用商品であることを明示してください。
- **交付決定日等より前に申し込んだお客さまには、割引を適用できません**ので、注意してください。

LOVEあいちキャンペーン旅行代金のご案内

愛知県では、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、愛知県に宿泊等を行う旅行商品を割り引く事業を実施しています。

当社では、●月●日（交付決定日）以降に、下記のツアーにお申込みいただいたお客さまに対し、当該割引を適用した「LOVEあいちキャンペーン旅行代金」で販売いたします。

1. 対象ツアー

●●を訪ねる旅（1泊2日）

2022年*月*日から2022年5月31日までのツアー

2. 販売代金

LOVEあいちキャンペーン旅行代金 5,000円

（このツアーは、愛知県から5,000円の補助を受けています。）

3. ご注意

- ① 補助金の予算が消化され次第、補助を適用した旅行代金での販売は終了します。
- ② 旅行契約成立後のお客さまのご都合によるお取消しは、補助金適用前の旅行代金を基準に算出されます。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合には、同法12条の5により交付する契約書面の一部になります。パンフレット本体と合わせてご確認の上、お申込みください。

9. 補助金の申請から請求まで（一般的な場合）

- この補助金の申請から請求に係る事務については、県が業者に委託して設置する「愛知県観光消費喚起事業事務局」にて取り扱います。
- 補助金の交付を受けようとする旅行業者のみなさまは、県及び事務局の指示に従って、手続き及び旅行を実施してください。

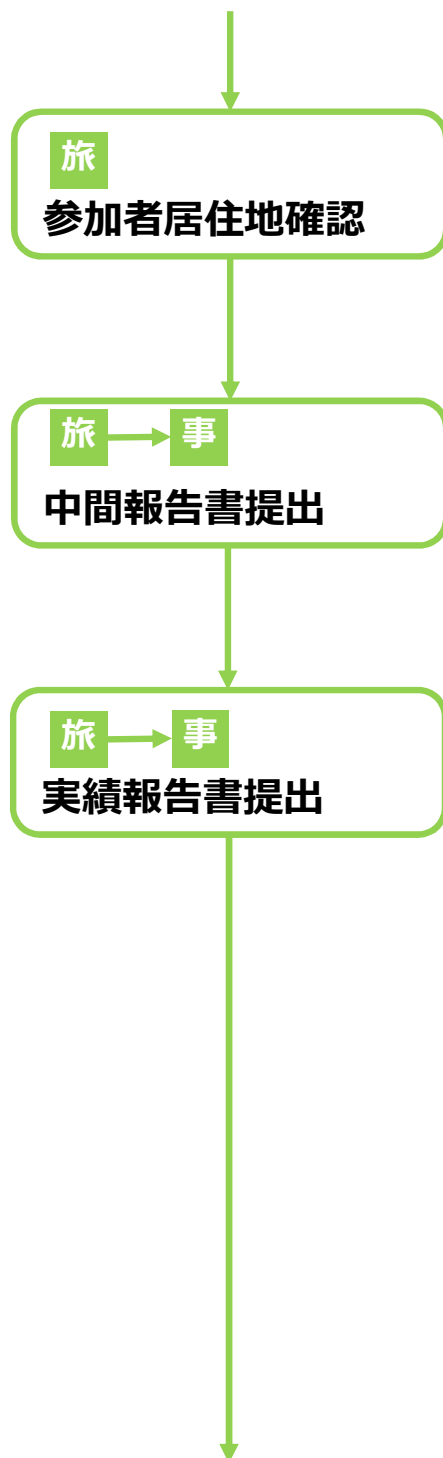
旅 …旅行業者 事 …事務局

旅 → 事
交付申請書提出

- まずは、交付申請書（様式第1号）と関係書類を事務局宛てにメールでお送りください。事務局で仮受付し、内容を確認した上で、不備があれば修正のお願いをさせていただきます。正しい書類が整った段階でご連絡しますので、事務局が指定する期日までに原本を郵送してください。この「メールで仮受付・確認」→「原本を郵送」の手続きは、他の書類の提出でも同様です。
- 県及び事務局では、要綱第5条の規定により、以下のような基準で審査します。
 - 特定の地域や施設に効果が偏ることがないか。
 - 宿泊事業者以外にも効果が及ぶか。
 - 県民に対し、県内観光の魅力が伝わる内容か。

旅 ← 事
交付決定通知書送付

- 事務局より旅行業者のみなさまに、交付決定通知書（様式第4号）を送付します。
- 交付決定通知書に記載の日付以降のお申込みに、割引を適用できます。
- 交付決定通知書で通知する補助金の額が交付額の上限となります。
- 実際の交付額は、実際の送客・販売実績により決定されます。



- 補助対象となる旅行の予約申込時または精算時に「LOVEあいちキャンペーン旅行代金割引利用申込書」を参加者に記入してもらい、居住地の確認をしてください。
- 居住地の確認方法については「10.参加者の居住地確認について」を参照ください。
- 補助対象となる旅行商品の催行期間が14日を超える場合は、**販売開始後、毎月第2・第4月曜日**（祝日にあたる場合は翌平日、月曜定休の場合は前営業日）に、中間報告書（様式第12号）、実績書（様式第10号）、実績内訳シート（様式第11号）を事務局に提出してください。
- 受注型企画旅行についても、中間報告書の提出が必要となります。
- 補助対象となる全ての旅行商品の催行が完了した後、実績報告書（様式第9号）、実績書（様式第10号）、実績内訳シート（様式第11号）、**旅行を実施したこと等を証明できる書類**(*1)、**旅行代金割引利用申込書**を**15日以内**に、愛知県に提出できる状態にして下さい。

(*1)募集型個人：パンフレット、宿泊証明書

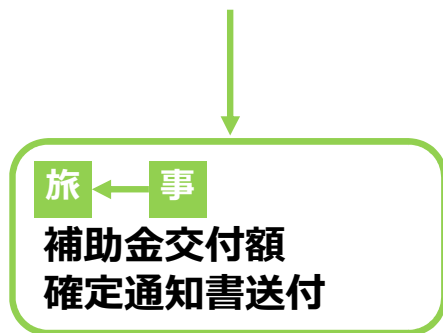
受注型個人：契約書面、確定書面(*2)、請求書もしくは領収書の写し、宿泊証明書もしくは入場証明書

募集型団体：パンフレット、宿泊証明書もしくは入場証明書

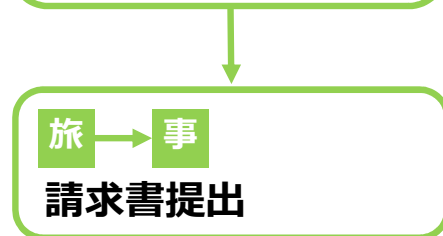
受注型団体：契約書面、確定書面、請求書もしくは領収書の写し、宿泊証明書もしくは入場証明書

※宿泊の場合は宿泊証明書、日帰りの場合は入場証明書が必須となります。

(*2)契約書面、確定書面とは、申込書、引受書、条件書（最終のもの）、旅程表（最終のもの）です。提出時には何の書類なのかを明記してください。 12



- 書類を審査し、事務局より、補助金交付額確定通知書（様式第14号）を送付します。



- 旅行業者のみなさまから事務局に、請求書（様式第15号）を提出してください。
※入金は請求書（様式第15号）を県が受理してから30日以内にされる予定です。
入金日のお知らせはしていませんので問い合わせは控えてください。

県から旅行業者さまに補助金をお支払いします。

10. 旅行参加者の居住地確認について

今回の補助対象は愛知県内又は知事が別に定める都道府県内に居住地を有する方が参加した県内旅行代金となります。
そのため旅行参加者の居住地の確認が必要となります。

- 旅行の予約申込時または精算時に、旅行参加者に「旅行代金割引利用申込書」（様式16）の太枠内の記入をお願いしてください。

※氏名にはフリガナを必ず記入してください。

- 愛知県内又は知事が別に定める都道府県内に居住していることを確認するために必要な書類により市町村までの居住を確認し、「旅行代金割引利用申込書」（様式16）のチェック欄に必要事項を記入してください。

※チェック作業を宿泊施設に依頼いただいても差し支えありませんが、最終的な責任は旅行会社を負っていただきます。

- 実績報告書提出時に「旅行代金割引利用申込書」（様式16）を必ず一緒に提出してください。

居住地を確認するために必要な書類（例）

- ・マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険等被保険者証等
- ・住民票の写し、公共料金等の領収証書（電気・ガス・水道・NHK・固定電話）等

11. 旅行を実施したこと等を証明できる書類

個人向け募集型・受注型企画旅行商品（宿泊ツアー）

- ❑ 事務局が定める宿泊証明書（施設のゴム印が押印してあるもの）
- ❑ 該当商品の募集パンフレット類（募集型の場合）
- ❑ お客さまに交付した契約書面・確定書面・請求書の写し（受注型の場合）

注）Webパンフレットの場合、募集時の画面コピーを全て保管しておいて下さい。
実績報告に必要です。

団体向け募集型・受注型企画旅行商品（宿泊ツアー・日帰りツアー）

- ❑ 事務局が定める宿泊証明書（施設のゴム印が押印してあるもの）（宿泊の場合）
- ❑ 事務局が定める有料施設の立ち寄り証明書（施設のゴム印が押印してあるもの）（日帰りの場合）
- ❑ 該当商品の募集パンフレット類・確定書面（募集型の場合）
- ❑ お客さまに交付した契約書面・確定書面・請求書の写し（受注型の場合） [P 1 2 参照](#)

**旅行商品へは、宿泊証明書・立ち寄り証明書をもらえない施設、また「あいスタ」又は「安全・安心宣言施設」への登録をしていただけない施設の組み込みはおやめください。
造成・販売前に、施設側へのご確認をお願いします。**

注）パンフレット、旅程表の立ち寄り箇所には施設名を入れて下さい。弁当業者利用の場合も事業者名が必要です。
（例）NG：海産物お買い物→OK：蒲郡海鮮市場 NG：フルーツ狩り→OK：蒲郡オレンジパーク

12. 手続き上の注意点

申請の取下げ（要綱第6条）

- 補助金は、申請どおりの額が認められるとは限らないので、決定に不服があるときは、申請を取り下げることができます。
- その場合、交付決定の日から10日以内に取り下げてください。

事業内容の変更（要綱第7条）

- 交付決定通知後に、「補助目的に変更をもたらす、事業の実施内容の変更」や「交付決定の額の20パーセントを超える額の変更」**「実施期間の変更」**があるときは、変更申請書（様式第5号）等所定の書類を事務局に提出してください。

補助事業の中止又は廃止（要綱第8条）

- 補助対象となった旅行商品の販売を取りやめる場合は、あらかじめ、その理由を記載した書面を事務局に提出してください。
- 一本のみ催行する補助対象事業で、天候や集客人数不足等によりツアーキャンセルとする場合も、その旨を記載した書面を事務局に提出してください。

交付決定額の変更（要綱第10条）

- 要綱第10条に基づく中間報告で販売実績が芳しくないことが明らかになった場合、交付決定額を変更（減額）することがあります。補助金の効率的な執行のため、あらかじめご了承ください。

13. 不要不急の外出の自粛や、休業協力の要請等がされたとき

①要請があったら

- 愛知県緊急事態措置等により、県民に対し不要不急の外出の自粛の要請や、宿泊・立ち寄り先事業者に対し休業協力の要請等がされた場合は、要請対象期間のツアーの販売を中止、廃止、または停止にご協力ください。
- すでに出発しているツアーについては、その後の行程の中止にご協力ください。
- なお、要請対象期間のツアーは、本補助金の交付対象外となります（ただし、要請時点ですでに出発しているツアーは除く）。
- ツアーの中止、または廃止を行った場合は、要綱第8条の定めに従い、その旨を記載した書面を事務局に提出してください。

【中止】…すでに事業（販売）を開始しており、今後、再開しない場合は、「中止」。

【廃止】…まだ事業（販売）を開始しておらず、今後、開始しない場合は、「廃止」。

【停止】…すでに事業（販売）を開始しており、今後、再開する可能性がある場合は、「停止」。

②中止・停止後の対応

- ❑ 取消料等の取扱いについては、各社の約款の定めに従ってください。

③停止後の再開

- ❑ 不要不急の外出の自粛の要請や、宿泊・立ち寄り先事業者に対する休業協力の要請等が解除された場合は、ツアーの販売の再開を検討してください。

④その他

- ❑ 対象期間中に、愛知県が国の新型コロナウイルス感染症対策分科会（2021年11月8日）において新たに示されたレベル分類（以下、「国のレベル分類」と言う。）においてレベル3となった場合は、本キャンペーンを停止します。また、レベル2相当であっても、感染拡大局面にあると愛知県知事が判断した場合は、本キャンペーンを停止することがあります。
- ❑ 対象期間中に知事が別に定める都道府県が、国のレベル分類においてレベル3となった場合、当該県民の本キャンペーンへの参加を停止します。また、レベル2であっても知事が別に定める都道府県の知事が感染拡大局面にあると判断した場合は、当該県民の本キャンペーンへの参加を停止することがあります。

14. 関係書類の整備、不正利用の防止

関係書類の整備等（要綱第16条）

- ❑ この補助事業は、愛知県補助金等交付規則の適用を受けますので、本事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備しなければなりません。
- ❑ また、それら書類、帳簿等は、補助事業完了後、5年間、保存しなければなりません。

不正利用の防止（要綱第17条）

- ❑ 商品を購入したものの、実際にはツアーに参加しない、いわゆるノーショウについては、補助金の適正な執行の観点から、補助対象外とします。
- ❑ 旅行業者のみなさまにおかれましても、ノーショウは補助対象ではない旨をお客さまに周知してください。

15. 感染症拡大防止への取組み

旅行業務取扱い上の対策

- ❑ 観光庁が定めた「ワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」、日本旅行業協会・全国旅行業協会他が定めた「旅行業における新型コロナワクチン接種証明利用ガイドライン」、「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に沿った対応を徹底し、感染症拡大防止に向けた取組みを行ってください。

関係事業者に対して

- ❑ 関係事業者が所属する団体が定めるガイドラインに沿った対応を呼びかけるほか、該当する業界団体のガイドラインに沿った運営が行われているか確認した上で、ツアーに組み込むなど、感染症拡大防止に向けた取組みを行ってください。**特に宿泊施設は観光庁が策定した「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージの運用ガイドライン」に基づく登録が必須となります。**
- ❑ 立ち寄り施設及び宿泊施設は、新型コロナウイルス感染防止対策を実施する「第三者認証制度（ニューあいちスタンダード）」又は「安全・安心宣言施設」の登録を行い、必ずP Rステッカー・ポスターの掲示がされているようお願いします。なお、「安全・安心宣言施設」制度が「第三者認証制度（ニューあいちスタンダード）」に移行した場合、飲食店については「第三者認証制度（ニューあいちスタンダード）」の登録が必須になります。
- ❑ 知事が別に定める都道府県における施設を訪問する場合には、その所在地都道府県における第三者認証制度等による登録を行っている施設のみを訪問先として下さい。

お客さまに対して

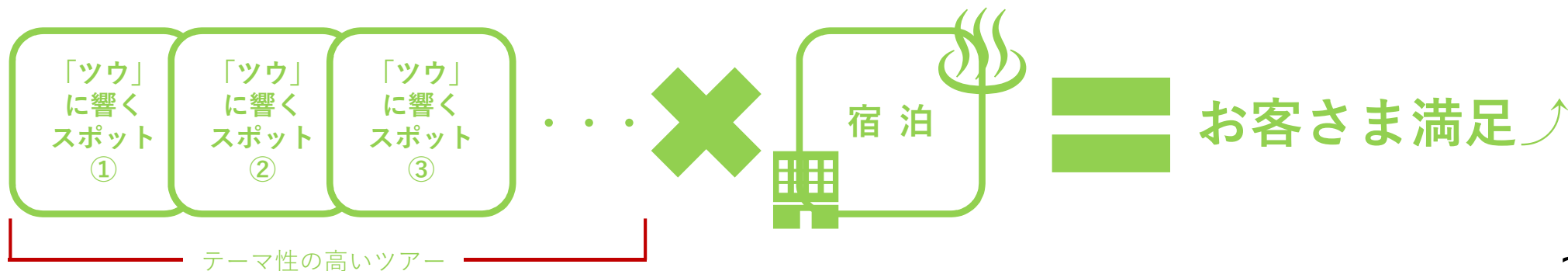
- ❑ 旅行連絡会が策定した「新しい旅のエチケット」に沿った旅行を呼びかけるほか、募集広告や出発案内、添乗中の案内などで、お客さまに「3つの密」を避ける行動を呼びかけるなど、感染症拡大防止に向けた働きかけを行ってください。

16. 商品造成にあたって

あいちの旅は、 「ツウ」で斬る！

誰もが一目でデスティネーションを認識できる
アイコン的スポットはありませんが
その道の「ツウ」を唸らせるスポットが多いのが「あいち」。
テーマ性の高いツアーで、お客さま満足の向上を図れます。

お客さまそれぞれの
ダイスキなテーマに沿った旅を、ぜひご造成ください。



- ❑ 愛知・名古屋観光誘客協議会では、愛知県内の見どころとまとめた、「**旅行会社向け素材集**」をご提供しています。
- ❑ 2022年4月以降の素材をまとめているので、**ぜひ商品造成の参考**にしてください。
- ❑ 以下の旅行会社向けサイト「**Aichi Now PRO**」から**ダウンロード**をお願いします。



Aichi Now PRO

検索

または、<https://www.aichi-now.jp/pro/>

**募集ツアーの場合、該当URLをお知らせいただければ、
キャンペーン特設サイトからリンクを張ります。**